

## 東京都スポーツ振興審議会（第25期）

- 議論の成果と今後のスポーツ振興の方向性 -

平成28年7月27日

東京都スポーツ振興審議会（第25期）

## まえがき

東京都は、平成24年3月に国・都道府県で初となる「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定した。さらに平成25年3月には、平成20年策定の「東京都スポーツ振興基本計画」を改定した、東京都の新たなスポーツ推進の指針となる「東京都スポーツ推進計画」を発表し、様々な先駆的な施策を展開してきた。

その後、平成25年9月には、東京で56年ぶり2度目となる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催や、平成27年3月には、ラグビーワールドカップ2019開会式及び開幕戦の東京での開催が決定し、さらに平成27年10月には、国においてスポーツに関する施策の総合的な推進を図る組織であるスポーツ庁が発足するなど、スポーツを巡る社会情勢は大きく変化してきた。

こうした中、東京都スポーツ振興審議会（第25期）（以下「本審議会」という。）は、20名の有識者等を委員として平成26年8月に設置された。本審議会は、東京都がスポーツ振興の基本指針として掲げる「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する『スポーツ都市東京』の実現」を達成させるため、専門的見地から意見を述べ、東京都のスポーツ振興施策に反映させていくことを使命とした。

本審議会は、平成27年1月以降8回に渡って開催され、社会情勢の変化を的確に捉えた課題を提起し、その解決に向けた方向性を示してきた。その結果、東京都において様々な施策が実現し、早急な対応が図られたところである。この二年間で東京都におけるスポーツ振興施策は大きく充実したが、現状に止まることなく、更なる進展を図らねばならない。

本書は本審議会での議論の成果を取りまとめるとともに、更なるスポーツ振興に向けて、これまでにない視点で東京都が検討を進めるべき方向性について、本審議会として意見を提示するものである。

#### **注1) 本書における「スポーツ」について**

東京都では、スポーツをより身近なものとし、これまでスポーツに縁の薄かった人にも気軽にスポーツを楽しんでもらうため、スポーツの概念を幅広く捉えている。このため、勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりを目的としたウォーキングや気分転換に行う軽い体操、自然に親しむハイキング、介護予防のためのトレーニングなどを含む身体活動のすべてをスポーツと定義している。

#### **注2) 本書における「障害のある人」・「障害者」について**

東京都では、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある人について、「障害のある人」、もしくは「障害者」と表現している。このため、本書でも同様に表記している。

#### **注3) 本書における「障害者スポーツ」について**

「障害者スポーツ」とは、一般的には障害があってもスポーツ活動ができるよう、障害に応じて競技規則や実施方法を変更したり、用具等を用いて障害を補ったりする工夫・適合・開発がされたスポーツのことを指す。しかし、東京都では、障害のある人が取り組むスポーツという意味でも、「障害者スポーツ」という言葉を使用していることから、本書では、どちらの意味でも「障害者スポーツ」という言葉を使用している。なお、競技そのものを指す場合には、「障害者のスポーツ競技」や「パラリンピック競技」と表記している。

#### **注4) 本書における「スポーツ施設」について**

本書では、スポーツを行うことを目的として設置された施設について「スポーツ施設」と表記している。そのうち、国や地方自治体が設置したものについては「公設のスポーツ施設」それ以外の主体が設置したものについては「民間のスポーツ施設」と表記している。

#### **注5) 本書における「アスリート」について**

アスリートという言葉は、競技会やコンテストの参加者を意味するギリシャ語のアスレーテースに由来している。日本ではスポーツ選手を指す言葉として使用されることが多いが、本書では、国際的な競技会やこれに準ずる競技会等で活躍するスポーツ選手を「アスリート」「ジュニアアスリート」、アスリートを目指しているスポーツ選手を「選手」「ジュニア選手」と表記している。

# 目次

I 「スポーツ都市東京」の実現に向けて	1
1 世界トップレベルのスポーツ実施率 70%達成に向けた施策について	1
(1) 資源の活用と機会の創出	3
① スポーツ施設の活用と整備	3
② 学校施設の活用と整備	3
③ 公園等の活用と整備	4
④ その他施設の活用と整備	5
⑤ スポーツをする機会の提供と情報発信	5
(2) 多様な主体との連携・アプローチ	6
① 企業との連携	6
② 地域等との連携	7
2 障害者スポーツの振興について	9
(1) 普及啓発・理解促進	11
① 社会的な認知度の拡大	11
② 相談体制等の整備	12
(2) 環境整備	13
① 障害者スポーツを行う場の整備	13
② 障害者スポーツを支える人材の育成	14
(3) 推進体制の強化	15
① 多様な主体へのアプローチ	15
② 継続的な推進体制の確立	16
3 世界レベルのトップアスリートの発掘・育成・強化について	17
(1) 選手・アスリートへの支援による競技力向上	17
① 選手・アスリートの意欲向上	17
② 選手・アスリートへのサポート	19
(2) 組織等への支援による競技力向上	21
① 競技団体へのサポート	21
② 指導者の育成	21



Ⅱ 今後のスポーツ振興に向けた意見等 .....	24
1 障害の有無に関わらないスポーツ振興 .....	24
2 学校や企業等の多様な主体との連携強化 .....	25
3 超高齢社会への対応 .....	26
4 スポーツを通じた地域・経済の発展 .....	27
参考資料 .....	29
○ 東京都スポーツ振興審議会に関する条例 .....	30
○ 東京都スポーツ振興審議会（第 25 期）委員名簿 .....	32
○ 審議経過 .....	33

## I 「スポーツ都市東京」の実現に向けて

スポーツは、青少年の心身の健全な発達や、心身の健康の保持・増進など、人々に多くの恩恵をもたらしている。都民のスポーツを振興していくことは、都民の健康維持・増進、生きがいつくり、地域コミュニティの活性化など、幅広い都政課題の解決に寄与するものである。

こうしたスポーツの力を踏まえ、東京都は、平成25年3月に策定した「東京都スポーツ推進計画」において、「誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化するスポーツ都市東京を実現」を基本方針に掲げた。そして、東京2020大会を契機に、週1回以上スポーツを実施する成人の割合（以下「スポーツ実施率」という。）を、世界トップレベルの70%とし、スポーツが都民のライフスタイルに定着するとともに、障害のある人もない人も共にスポーツに親しむ社会を実現することを目標に掲げた。

本審議会では、「スポーツ都市東京」の実現に向け、「世界トップレベルのスポーツ実施率70%達成に向けた施策について」、「障害者スポーツの振興について」及び「世界レベルのトップアスリートの発掘・育成・強化について」の3点を審議事項に設定し、審議を行ってきた。

### 1 世界トップレベルのスポーツ実施率 70%達成に向けた施策について

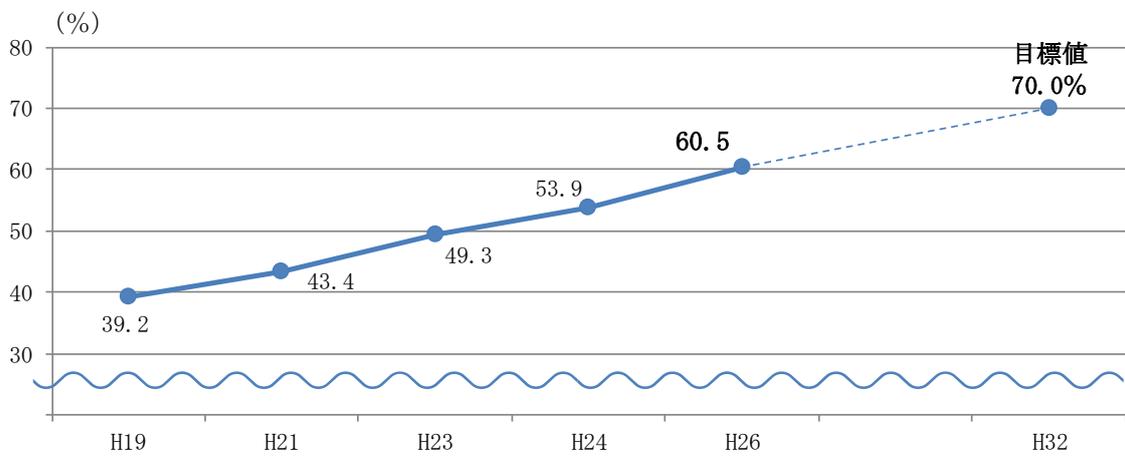
#### （現状と課題認識）

これまで都民のスポーツ実施率は着実に高まっている（資料1）。しかし、スポーツ都市東京の実現のためスポーツ実施率を70%にまで高めていくには、まず、多くの都民が積極的にスポーツをしようという機運を高める必要がある。ラグビーワールドカップ2019や東京2020大会等の開催を控え、都民のスポーツへの関心はこれまで以上に高まっており、この機を逃さずスポーツ実施に繋げる施策を展開していかなければならない。

都民がスポーツを実施するためには、何よりもその場所が必要となる。東京都が平成26年度に実施した「都民のスポーツ活動に関する世論調査」（平成27年2月公表）によれば、都民がスポーツ・運動を行った場所として「道路や遊歩道」「広場や公園」を挙げる回答が多くあった（資料2）。このことから、都民のスポーツを推進していくためには、これまでの公共スポーツ施設の拡充に加え、誰もがスポーツをまちかどなど身近な場所で楽しむことができる環境を整備していくことが重要であるといえる。

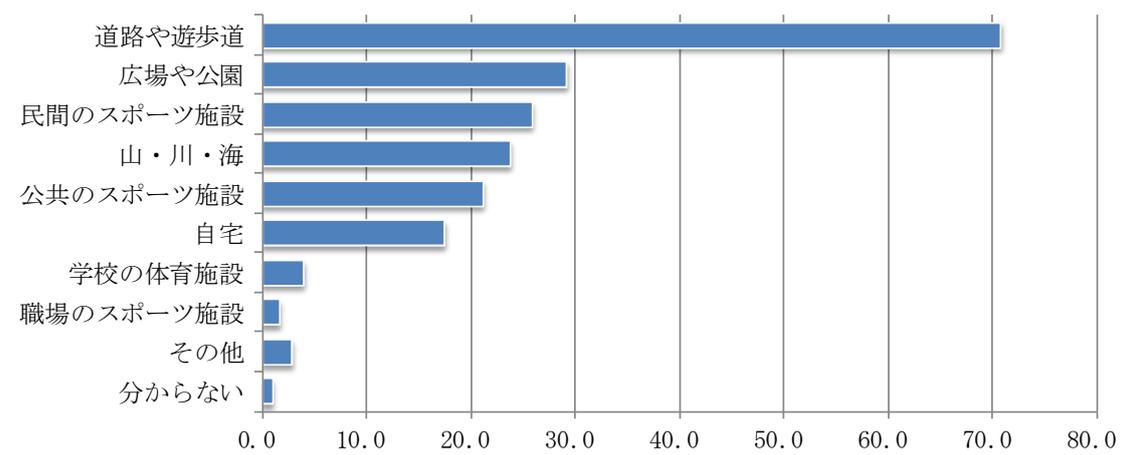
また、同調査によれば、年代により、スポーツ・運動を行った理由に大きな違いがあることも明らかになった（資料3）。都民のスポーツ振興のためには、年代や生活環境等のライフステージに応じたスポーツ活動の支援を行っていくことも重要となる。

**資料1** スポーツ実施率のこれまでの推移と目標値



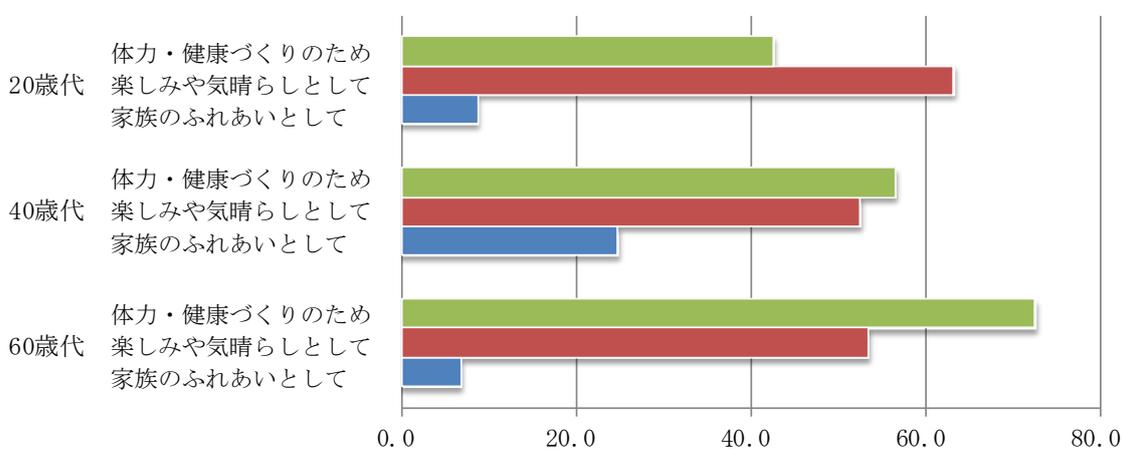
出典：生活文化局「都民のスポーツ活動に関する世論調査」平成27年2月 より作成

**資料2** スポーツ・運動を行った場所



出典：生活文化局「都民のスポーツ活動に関する世論調査」平成27年2月 より作成

**資料3** スポーツ・運動を行った理由



出典：生活文化局「都民のスポーツ活動に関する世論調査」平成27年2月 より作成

本審議会においては、こうした考えのもと、スポーツをする場所の確保や情報発信等の「資源の活用と機会の創出」と、それぞれの世代のスポーツ実施率向上に向けた「多様な主体との連携・アプローチ」をテーマとして積極的な審議を行い、東京都における様々な施策展開を議論してきた。

その議論と成果の主な内容は以下のとおりである。

## (1) 資源の活用と機会の創出

### ① スポーツ施設の活用と整備

(審議会での問題提起)

- 行政の役割として、公立のスポーツ施設を整備していくことがあるが、既存のスポーツ施設の中には、老朽化が進んでいるものもある。財政基盤が弱い区市町村が、こうした施設の改修等をしっかりと行えるよう、都が補助制度を拡充し、使いやすい制度に改善していくことが必要である。
- 働き盛り世代の人々がスポーツや運動を行うのは、終業後の夜間か土日祝日が多い。施設の利用時間を早朝・夜間に延長していけば、こうした世代の人々がスポーツや運動をしやすくなる。

(取組の方向性)

- 都のスポーツ施設の一層の活用を図るとともに、区市町村のスポーツ施設についても活用が促進されるよう、区市町村が実施するスポーツ施設整備を支援する制度を拡充する。

(東京都における具体的な施策展開)

#### ➤スポーツ施設整備費補助 **拡充**

スポーツ環境の充実・拡大を図るため、スポーツ施設整備費の補助制度を拡充し、区市町村が行う施設整備や利用時間延長等に係る取組を支援

#### ➤スポーツ施設等の大規模改修

スポーツ・レクリエーションの普及・拡大を図るため、駒沢オリンピック公園総合運動場などのスポーツ施設等の改修や武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)を整備

### ② 学校施設の活用と整備

(審議会における問題提起)

- 前出の「都民のスポーツ活動に関する世論調査」によれば、都民がスポーツ・運動を行った場所として「学校の体育施設」を挙げた人は4.0%であり、平成24年の調査結果(5.4%)よりも減少している。学校の体育館や運動場



**(取組の方向性)**

- 公園等を身近なスポーツの場としても活用できるような取組を推進する。また、スポーツ教室等の実施など、公園内でのスポーツ活動の促進を図る。

**(東京都における具体的な施策展開)**

➤公園の整備促進

子供から大人まで安心してスポーツやレクリエーションを楽しむことができる緑あふれる空間として都立公園の整備を推進し、公園空間を広く都民に開放

➤ランニングイベントへの支援

青海、有明、台場の各地区を結ぶシンボルプロムナード公園ランニングコースにおいて、誰もが楽しめるランニングイベント「3時間リレー in 有明・お台場」など様々なイベント開催を支援

➤レクリエーションが楽しめる水際緑地帯等の整備

豊洲地区に水辺のウォーキングやカヌーなどのレクリエーションが楽しめる水際緑地帯等を整備

**④ その他施設の活用と整備**

**(審議会における問題提起)**

- 公共のスポーツ施設は稼働率が非常に高く、予約で埋まっていて利用できないことも多い。本来はスポーツの用途を想定していない場なども、有効に活用していく必要があるのではないか。

**(取組の方向性)**

- 道路や遊歩道等を、手軽に楽しめるウォーキング・ランニング・サイクリングコースなど、身近なスポーツの場としても活用できるよう取組を推進する。

**(東京都における具体的な施策展開)**

➤ウォーキング等にも利用しやすい通路の整備

ウォーキング等にも利用しやすい河川沿いの通路の整備や隅田川テラスの連続化を推進

**⑤ スポーツをする機会の提供と情報発信**

**(審議会における問題提起)**

- 若い人々が参加したいスポーツイベントを探す際に利用するのはインターネットサイトである。いつ、どこで、どんなスポーツができるかという情報が集約されたサイトをさらに活用し、情報提供の内容を充実させていくべきである。
- イベントの視点を「スポーツをする」から「親子で楽しむ」に変更したことで、参加者数が増えたケースがあった。スポーツイベントに誰もが参加しやすいようにして、まずはスポーツ体験をしてもらうことが効果的である。

### (取組の方向性)

- 様々な参加型スポーツイベントを実施するとともに、都のスポーツ情報ポータルサイト等におけるイベント・地域スポーツ情報の充実や各世代別の広報を展開し、スポーツへの関心が低い層のスポーツ実施を誘引する。

### (東京都における具体的な施策展開)

#### ➤スポーツイベント等の開催

より多くの都民にスポーツに触れる機会を提供する「スポーツ博覧会・東京」や「ニュースポーツEXPO」などのスポーツイベント等を開催



※ニュースポーツEXPO in 多摩 2016の様子

#### ➤ホームページ等を活用した情報発信

「スポーツTOKYOインフォメーション」をはじめとしたホームページやTwitter等のSNSを活用するほか、様々な手段で日常的にスポーツに関する情報を発信

## (2) 多様な主体との連携・アプローチ

### ① 企業との連携

#### (審議会における問題提起)

- 健康の維持・増進という課題は個人だけのものではない。企業にとっても、生産性を向上させていくためには、社員が健康であることが必要である。こうした「健康経営」の視点に立って、企業における社員の健康づくりを推進

していく必要がある。

### (取組の方向性)

- 働き盛り世代のスポーツ習慣の定着化に向け、都内の経済団体等と連携し、企業等の持続的なスポーツ活動を推進する。

### (東京都における具体的な施策展開)

#### ➤ 東京都スポーツ推進企業認定制度 **H27 新規**

企業のスポーツに対する社内外への積極的な取組を認定するとともに、取組事例集を作成するなど優良企業の取組を発信することで、働き盛り世代のスポーツ活動を推進



※認定ステッカー



※表彰式の様子

#### ➤ 働き盛り世代のスポーツ習慣の定着化に向けたモデル事業 **H28 新規**

都内の経済団体等との連携の下、都内中小企業へスポーツ指導者を派遣するなど、職場内での運動習慣の定着化を図るための取組を実施

#### ➤ スポーツ産業見本市 **H28 新規**

民間企業を含め、スポーツに関する多様な主体が集い、最先端の技術や取組等を発信・交流する場を設け、スポーツ活動の促進やスポーツを支える主体間のネットワーク構築を促進

## ② 地域等との連携

### (審議会における問題提起)

- アスリートが子供たちにスポーツを直接教えることは、運動技術を高めるだけでなく、スポーツへの関心を高めるといっても効果的である。地域が応援したアスリートがその地域の子供たちを指導し、その子供たちが活躍するという好循環を築くことができるとよい。
- お年寄りや主婦・主夫といった人々に対しては、地域コミュニティを活用してスポーツを振興していくことが効果的である。しかし、そうした地域コミュニティは組織基盤が脆弱であるので、場所の確保や財源について支援を検討する必要がある。

### (取組の方向性)

- アスリートを地域の指導者として派遣し、指導を受けたジュニアアスリートがアスリートに成長し、さらにそのアスリートが次世代のジュニア層を指導するというサイクルを定着させ、アスリートを育成するシステムを構築する。
- 区市町村が実施するスポーツ環境整備や普及啓発活動を積極的に支援するなど、都民、地域との協働を進めていく。

### (東京都における具体的な施策展開)

#### ➤東京アスリート・サイクル定着促進事業

現役または引退したアスリート等をスポーツ指導者として都内の地域スポーツクラブ等に派遣し、ジュニア層を継続的に指導するなど、その経験や能力を地域に還元する取組を実施

#### ➤大会成功に向けた区市町村支援事業 **拡充**

東京 2020 大会の成功に向け、都内全域で気運醸成を図るとともに、大会を契機とした様々な事業を大会後のレガシーとして根付かせるため、区市町村が実施する障害者も参加可能なスポーツ教室や、海外からの来訪者の受入体制整備等の取組を支援

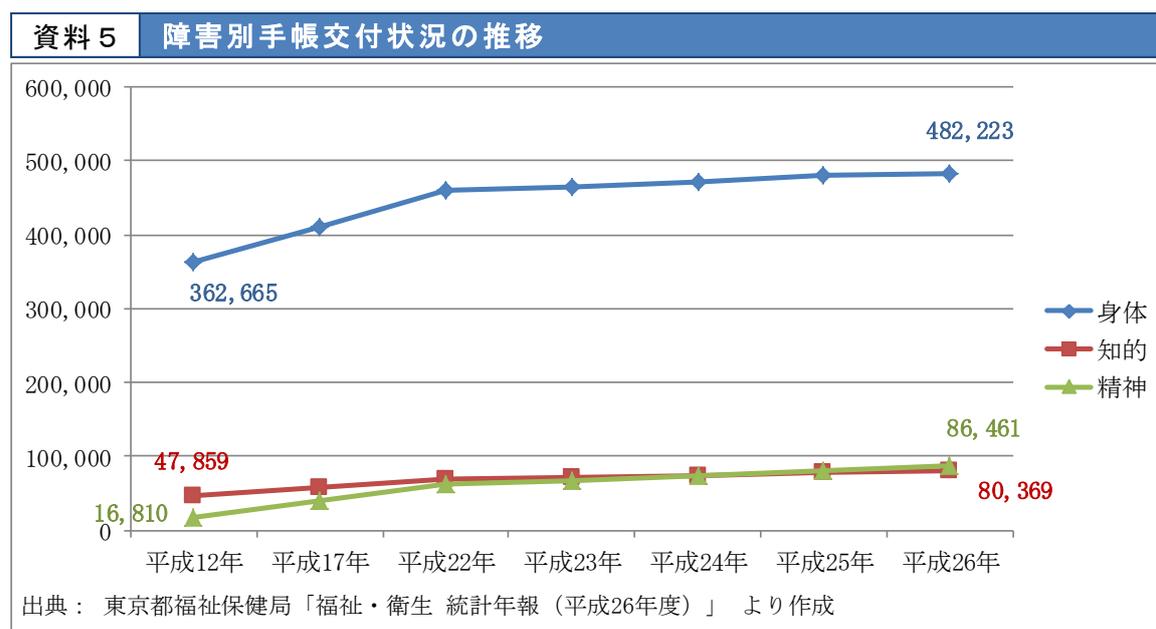
#### ➤スポーツ施設整備費補助 **拡充** (再掲)

スポーツ環境の充実・拡大を図るため、スポーツ施設整備費の補助制度を拡充し、区市町村が行う施設整備や利用時間延長等に係る取組を支援

## 2 障害者スポーツの振興について

### (現状と課題認識)

平成26年度末時点における、都内で障害を有する人に対して発行される手帳の交付状況は、身体障害者482,223件、知的障害者80,369件、精神障害者86,461件であり、すべてにおいて増加傾向にある（資料5）。また、高齢化の影響により、この傾向は今後も続くものと考えられる。

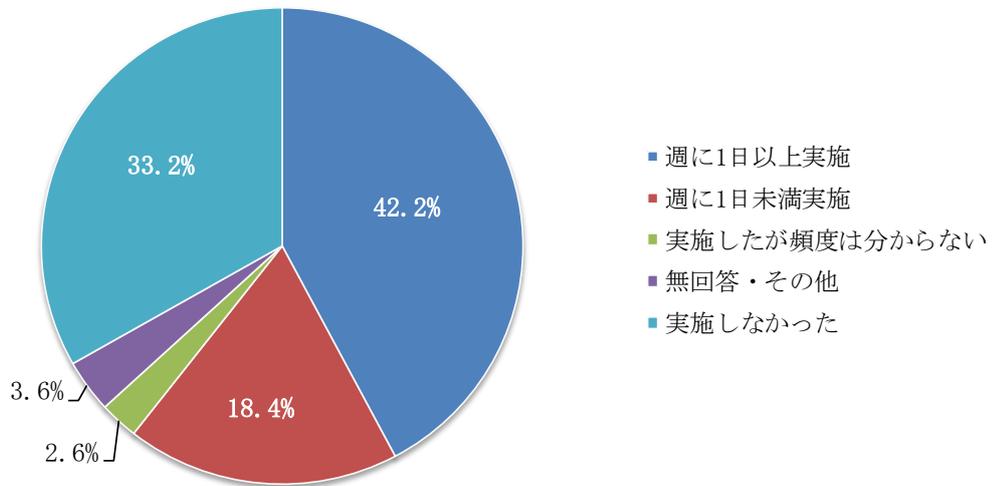


平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」では、『障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。』との基本理念が掲げられた。

このような現状において、東京都が障害者スポーツを振興していくことは、東京都に課せられた重要な使命であるが、障害者スポーツを取り巻く環境は、大変厳しい状況が続いている。

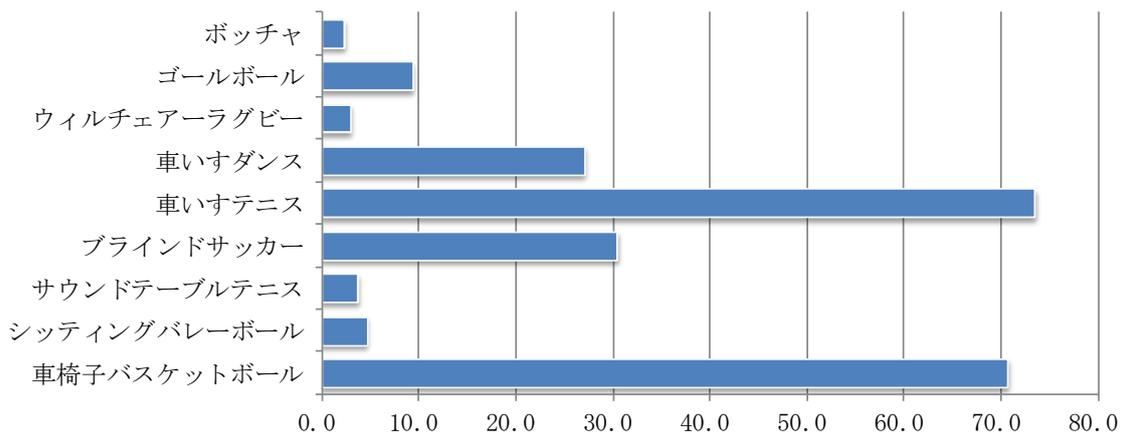
東京都が平成23年に、障害者福祉施設や団体等を利用している障害のある人を対象として実施した「障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査」では、障害のある人のスポーツ実施率は42.2%であり（資料6）、都民全体のスポーツ実施率よりも低い状況にある。また、障害者スポーツに特有の競技についても、都民の認知度は、一部の競技を除き低い状況にある（資料7）。さらに、障害者がスポーツを楽しむ身近な場の不足や、障害者スポーツを担う競技団体の体制も脆弱であるなど、障害者スポーツの振興にあたっては課題が多数存在している。

資料6 障害のある人のスポーツ・運動の実施頻度



出典：東京都スポーツ振興局「東京都における障害者スポーツに関する実態調査」平成24年3月 より作成

資料7 知っている、または聞いたことがある障害者スポーツ



(出典) 生活文化局「都民のスポーツ活動に関する世論調査」平成27年2月 より作成

こうした状況の中、2020年に開催されるパラリンピック競技大会の開催地が東京に決定したことは、障害者スポーツ振興を飛躍的に加速させる千載一遇の好機となるであろう。

本審議会においては、こうしたことを鑑み、積極的な審議を行い、それぞれの課題解決に向けて「普及啓発・理解促進」「環境整備」「推進体制の強化」について、都における様々な施策展開を議論してきた。

その議論と成果の主な内容は以下のとおりである。

## (1) 普及啓発・理解促進

### ① 社会的な認知度の拡大

#### (審議会における問題提起)

- 障害者スポーツを見たり、体験したりすることで、障害者への理解を深めることができる。まずは障害者スポーツを見てもらう、体験してもらうという機会を提供していく必要がある。
- 障害者スポーツへの関心を高めるためには、マスメディアの力を借りるのが最も効果的である。マスメディアに取り上げてもらえるようにインパクトのある取組を積極的に行っていく必要がある。

#### (取組の方向性)

- パラリンピック競技の面白さやアスリートの活躍をテレビ番組や東京都のホームページ等を活用して積極的に発信するとともに、パラリンピアン等の協力も得ながら、様々な場面で障害者スポーツとパラリンピックのPRを行う。
- 都民が障害者スポーツに親しみを持てるよう、パラリンピック競技の体験事業の展開や障害者スポーツ観戦の促進を図る。

#### (東京都における具体的な施策展開)

##### ➤障害者スポーツ観戦促進事業 **H28 新規**

期待の若手選手等をテレビ番組やインターネット等を通じて都民に紹介し、新たなヒーローとして発信。また、競技大会の観戦に訪れた人に対しルールや見どころを理解してもらう工夫に加え、ゴールデンウィークに銀座中央通りで大規模な競技体験イベントを実施

##### ➤パラリンピック大会・競技普及啓発事業 **H27 新規**

パラリンピック大会及び競技の魅力を幅広く都民に伝えるため、競技体験プログラム「NO LIMITS CHALLENGE」等を都内各地で開催



※NO LIMITS SPECIAL GINZA & TOKYO の様子

➤障害者スポーツイベント「チャレスポ! TOKYO」 **拡充**

障害者スポーツの魅力を知ってもらうため、障害者スポーツに、触れ・学び・体感するチャレンジイベントを開催

平成 27 年度からは会場を東京国際フォーラムに移し、参加体験型コーナーを増加させ、規模を拡大

➤ホームページ等を活用した情報発信

「TOKYO障スポ・ナビ」をはじめとしたホームページや Twitter 等の SNS を活用するほか、様々な手段で、都内の障害者スポーツイベント情報、公共スポーツ施設のバリアフリー情報等を発信

➤情報発信ツールの作成 **H27 新規**

障害のある人にもない人にも、広く障害者スポーツの魅力を伝えるための映像「Be The HERO」、及びパラリンピック競技紹介動画「みんパラ」を作成し、積極的な PR 活動を展開



※「Be The HERO」



※「みんパラ」

## ② 相談体制等の整備

### (審議会における問題提起)

- 海外では障害者アスリートにスポンサーが付くなどして物心両面のサポート体制が整っているが、日本ではこれが十分ではない。しかし、障害者スポーツや障害者アスリートに支援意向を持つ企業も存在している。障害者アスリートと企業の希望や要望を的確に把握し、双方をマッチングできる仕組みが必要である。

### (取組の方向性)

- 障害者スポーツの支援に取り組む企業等と障害者スポーツ団体とをつなぐ取組を進めるとともに、障害者スポーツを支援する企業等の優れた取組を表彰する。

### (東京都における具体的な施策展開)

➤障害者スポーツコンシェルジュ **H28 新規**

障害者スポーツの支援に取り組む企業と競技団体や選手をつなぐ障害者スポーツコンシェルジュを設置し、それぞれのニーズを把握した上で、マッチングを実施

➤ **東京都スポーツ推進企業認定制度** **H27 新規** (再掲)

企業のスポーツ（障害者スポーツを含む）に対する社内外への積極的な取組を認定するとともに、取組事例集を作成するなど優良企業の取組を発信

## (2) 環境整備

### ① 障害者スポーツを行う場の整備

(審議会における問題提起)

- 既存スポーツ施設のバリアフリー化を進めるだけでなく、健常者も障害者も区別なく、利用しやすい施設というユニバーサルデザインの観点から改善していくことが重要である。
- 障害者も利用しやすい施設にするためには、ハード面での改善だけでは不十分である。更衣のための同性ボランティアの配置等、ソフト面についても対応していく必要がある。
- 東京都障害者総合スポーツセンターは、障害者の健康増進のための施設と捉えるだけでなく、障害者スポーツの広域センターとして位置づけ、区市町村と連携して地域における障害者スポーツの振興を行っていくべきである。
- 障害者が利用しやすいスポーツ施設が不足している現状では、特別支援学校等の障害者に配慮して作られた施設を積極的に活用していくことが必要である。
- 特別支援学校の体育館等の活用が進めば、地域における障害者スポーツの拠点となり、更なる振興につながる。

(取組の方向性)

- 機能・利便性向上を図るため、都立障害者スポーツセンターを改修し、東京 2020 大会後の障害者スポーツ振興を見据え、既存施設の活用を含め、広域的な観点からの場の充実・強化を検討する。また、地域における障害者スポーツの拠点の一つとして都立特別支援学校の施設の活用を進める。
- 障害者がスポーツ施設を利用する際に施設側が配慮すべき点をまとめたマニュアルを、公設及び民間のスポーツ施設にも周知し、スポーツ施設の障害者利用を促進する。
- 障害者がスポーツ施設を利用しやすくなるよう、区市町村におけるスポーツ施設のバリアフリー化等を支援する制度を拡充する。

## (東京都における具体的な施策展開)

### ➤障害者スポーツセンターの改修

障害者スポーツの拠点としての機能を維持・向上させるため、障害者スポーツセンター（北区、国立市）を改修

工事期間中も障害のある人が利用できるよう、北区のセンターでは仮施設設を、国立市では味の素スタジアムの室内施設を活用するなど代替機能を整備

### ➤スポーツ施設整備費補助 **拡充**（再掲）

スポーツ環境の充実・拡大を図るため、スポーツ施設整備費の補助制度を拡充し、区市町村が行う施設整備等に係る取組を支援

### ➤都立学校活用促進モデル事業 **H28 新規**（再掲）

障害のある人が身近な地域でスポーツ活動ができるよう、障害者スポーツの環境整備の一環として、オリンピック・パラリンピック準備局と教育庁が連携し、都立特別支援学校の体育館等の活用を促進

### ➤障害者のスポーツ施設利用促進事業 **H27新規**

障害のある人のスポーツ施設の利用促進に向け、障害者の施設利用時に配慮すべきポイントをマニュアルとしてまとめ、公設及び民間スポーツ施設等へ配布するとともに、施設管理者に向けた研修会等でも活用



視覚障害には、まったく見えない「全盲」、見えにくい、または多少は見える「弱視」、特定の色がわかりにくい「色弱」があります。  
見えにくさも様々で、細部が見えない、光がまぶしい、視野が狭い、視野の一部が欠けているなどがあります。



※「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」

## ② 障害者スポーツを支える人材の育成

### (審議会における問題提起)

- 障害者スポーツを指導していくためには、多様な障害に対する理解と専門知識が必要であり、必ずしも十分な体制が整っているとは言えない。特別支援学校に配属された教職員に障害者スポーツ指導員の資格取得を推奨する等、障害者の支援にあたっている人々を指導者に養成すること等も必要ではないか。

### (取組の方向性)

- 障害のある人がスポーツ活動を身近な地域で継続して行えるよう、スポー

ツ事業を担当する行政職員等に対する研修会の開催や、障害者スポーツの指導や支援に当たる人材の育成・強化を図る。

#### (東京都における具体的な施策展開)

##### ➤障害者スポーツセミナー

区市町村職員やスポーツ推進委員等を対象に研修会を開催し、地域の障害者スポーツ事業を支える人材を育成

##### ➤障がい者スポーツ指導員養成講習会

障害者スポーツの現場で実際に指導・支援にあたる人材を養成し、地域における障害者スポーツの取組を促進

##### ➤障害者スポーツ人材の活動活性化事業

活動経験が少ない指導員等を対象とした研修会や、指導員等が一堂に会する交流フォーラムを開催し、障害者スポーツ人材の活動を活性化するための取組を実施

### (3) 推進体制の強化

#### ① 多様な主体へのアプローチ

##### (審議会における問題提起)

- 障害者スポーツの推進に当たっては、スポーツ関係団体と福祉関係団体がそれぞれの視点で個々に取り組んでいる傾向がある。それぞれの関係者の連携を強化していく必要があるのではないか。
- リハビリとして運動を行っている障害者に対しては、リハビリが終わった後もスポーツとして活動を継続してもらうことが重要である。そのためにも、医療・福祉関係者や学校関係者との連携強化が必要である。

##### (取組の方向性)

- 地域における障害者スポーツに係る情報共有とともに、障害者がスポーツをしやすい環境整備を図るため、スポーツ団体や福祉団体等の関係者を含めた連絡調整の場を設ける。

#### (東京都における具体的な施策展開)

##### ➤障害者スポーツの推進に係る連絡調整の場の設置 H28 新規

障害者スポーツ及びその健康・体力づくりに携わる、又は担い手として期待される関係団体等による連絡調整の場を設置し、総合的かつ横断的な施策を検討・実施するとともに、障害者スポーツの推進体制を構築

## ② 継続的な推進体制の確立

### (審議会における問題提起)

- 障害者スポーツの振興は、パラリンピックを成功させるためだけのものではない。東京 2020 大会後も障害者スポーツの振興が継続されるよう、将来を見据えた体制整備や施策展開を考えていかなければならない。

### (取組の方向性)

- パラリンピックを通じて、障害者スポーツの取組を計画的に推進し、大会後のレガシーにつなげていくため、安定的・継続的に事業を展開していく方策について検討を行う。

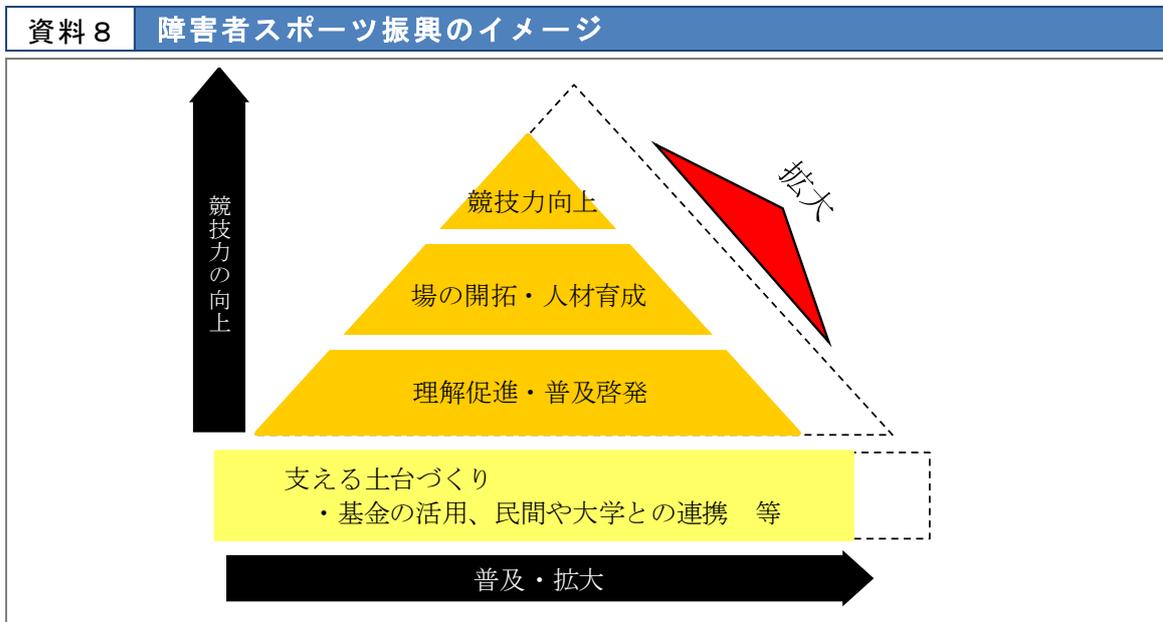
### (東京都における具体的な施策展開)

#### ➤東京都障害者スポーツ振興基金の創設 H28 新規

障害者スポーツの振興に資する施策を集中的・重点的に推進するため、様々な局が連携して幅広く活用できる基金を創設

#### ➤東京都障害者スポーツ協会の体制強化 拡充

東京都と共に障害者スポーツの理解促進・普及啓発、開拓整備、人材育成の各事業を実施する公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対して、都から職員を派遣するとともに執務環境等を整備し、体制を強化



### **3 世界レベルのトップアスリートの発掘・育成・強化について**

#### **(現状と課題認識)**

平成24年8月、銀座でロンドンオリンピックのメダリストのパレードが行われ、沿道を埋め尽くした50万人もの観衆が大歓声を送った。この現象は、不断の努力を積み重ねたアスリートがオリンピック・パラリンピックをはじめとした国際大会で活躍することが、多くの人々に夢や希望、感動をもたらすことの証左であろう。

東京2020大会において、東京で育ったアスリートが鍛錬を重ねて世界を相手に活躍する姿は、東京を愛する都民意識の醸成につながり、次代を担う子供たちにとっては、スポーツに対する夢や憧れを抱き、スポーツに取り組む契機となり、スポーツの裾野の拡大にもつながる。

これまでも東京都は世界で活躍するアスリートへと繋げるため、将来性のある選手の育成に取り組んできた。本審議会では、東京2020大会の成功に向けてこの取組を一層加速させるため、アスリートの発掘・育成・強化とともに、選手や競技団体へのサポート、指導者の育成という事項について積極的な審議を行い、都における様々な施策展開を議論してきた。

その議論と成果の主な内容は以下のとおりである。

#### **(1) 選手・アスリートへの支援による競技力向上**

##### **① 選手・アスリートの意欲向上**

###### **(審議会における問題提起)**

- 都民がアスリートを応援していくためにも、若手選手を強化選手として認定し、その活躍を都民に発信し、都民が応援したくなる取組を行っていく必要がある。
- 都民が一方的に応援・支援するだけでなく、応援・支援を受けたアスリートがその成果を地域に還元していく仕組みを検討していく必要があるのではないか。

###### **(取組の方向性)**

- アスリートや競技団体と連携し、国際的な大会等で活躍できるアスリートの発掘・育成・強化を図る。
- アスリートを地域の指導者として派遣し、指導を受けたジュニア選手がアスリートとして活躍して、さらにそのアスリートが次世代のジュニア層を指導するというサイクルを定着させ、アスリートを育成する環境づくりを行う。

## (東京都における具体的な施策展開)

### ➤ジュニア育成地域推進事業

競技力の底上げに向けたジュニアスポーツの裾野を広げるため、都内各地域で、小・中・高校生を対象に、スポーツ教室やスポーツ大会等を開催

### ➤トップアスリート発掘・育成事業

才能あるジュニア選手を発掘し、中学校期からでもトップアスリートを目指すことが可能な7種目（ボート、ボクシング、レスリング、ウエイトリフティング、自転車、カヌー、アーチェリー）の中から適性の高い競技の選手として育成



※27年度募集案内



※プログラムの様子

### ➤パラリンピック選手発掘プログラム **H27 新規**

東京2020大会等の国際大会で活躍する東京ゆかりの選手を輩出するため、体験・実践教室を実施し、パラアスリート志望者を発掘



※27年度募集案内



※プログラムの様子

### ➤東京アスリート認定制度 **H28 新規**

東京2020大会等の国際大会に出場が期待される東京ゆかりの選手を、「東京アスリート」として認定。また、認定した選手の活躍をホームページ等で発信するなど、都民が地元選手を応援する仕組みを構築

### ➤東京アスリート・サイクル定着促進事業（再掲）

現役または引退したアスリート等をスポーツ指導者として都内の地域スポーツクラブ等に派遣し、ジュニア層を継続的に指導するなど、その経験や能力を地域に還元する取組を実施

## ② 選手・アスリートへのサポート

### (審議会における問題提起)

- 今後、選手がアスリートとして世界で活躍していくためには、技術的な側面からだけでなく、医学・心理学・栄養学・動作分析等、多方面からの支援が必要。体育・スポーツ系大学等には、これらの施設や指導者が充実しており、大学や研究機関との連携が重要となってくる。
- アスリートが練習を重ね競技活動を継続していくためには、経済的負担を軽減していく必要がある。アスリートが安心して競技に打ち込める環境づくりが必要である。

### (取組の方向性)

- 国際大会等で活躍できるアスリートの育成を図るため、競技費用の負担軽減や医学的・科学的な面からのサポートを実施する。
- スポーツの場や人材を確保するため、民間企業や大学等研究機関との連携を進める。
- 現役アスリートの生活基盤を確立し、競技活動に集中できる環境を整備するために、現役アスリートに対する就職に向けた支援などを行う。
- 障害者アスリートへの支援意向を持つ民間企業等を、選手・アスリートにつなぐ仕組みづくりを進める。

### (東京都における具体的な施策展開)

#### ➤日本代表選考会出場選手強化事業 **拡充**

「東京アスリート」として認定を受けたオリンピック出場を目指す選手に対して、競技費用の負担を軽減する支援を実施

#### ➤東京ゆかりパラリンピック出場候補者育成強化事業 **H28 新規**

「東京アスリート」として認定を受けたパラリンピック出場を目指す選手に対して、競技費用の負担を軽減する支援を実施

#### ➤テクニカルサポート事業 **拡充**

大学との連携による選手へのスポーツ医・科学に基づいたサポート事業を実施し、当該データの測定をもとに、選手へフィードバックや助言を実施



※競技種目別サポート



※医・科学講習会

➤ジュニア特別強化事業

有望なジュニア選手に対する強化練習会等の支援を実施

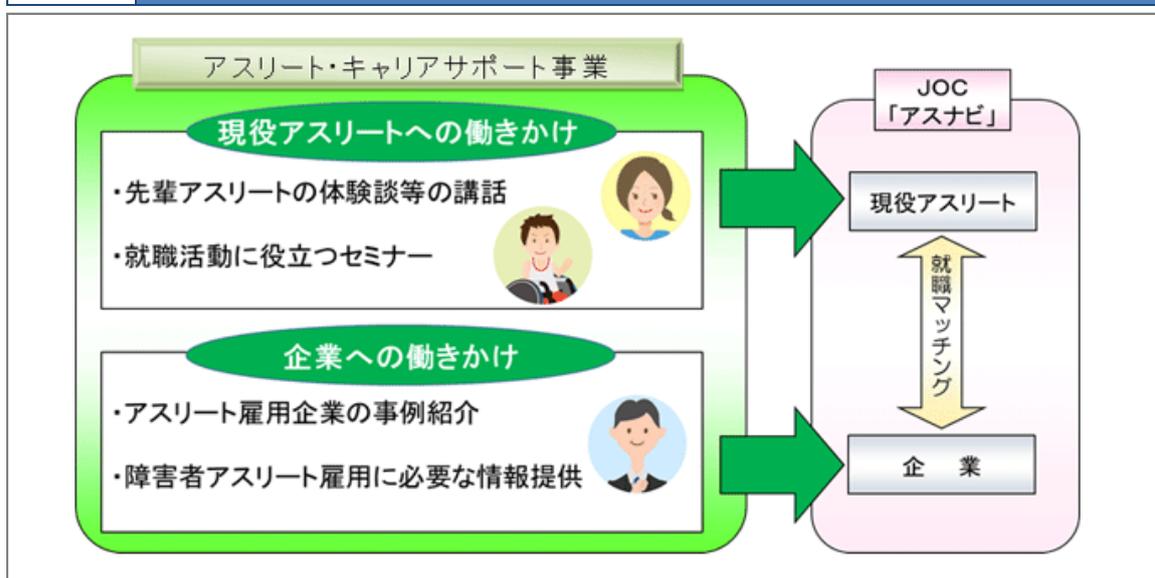
➤障害者スポーツ競技活動支援事業 **【拡充】**

競技団体が行う強化合宿や練習会などを財政的に支援し、団体の競技力向上に向けた取組を促進するとともに、組織運営力を強化

➤アスリート・キャリアサポート事業 **【H27 新規】**（資料9）

アスリートの就職を支援するため、JOC等と連携し、アスリートに対して就職活動に役立つ情報提供や研修会を実施するとともに、企業に対してはアスリートの雇用を促進するための説明会等を実施

**資料9** アスリート・キャリアサポート事業の概要



➤障害者スポーツコンシェルジュ **【H28 新規】**（再掲）

障害者スポーツの支援に取り組む企業と競技団体や選手をつなぐ障害者スポーツコンシェルジュを設置し、それぞれのニーズを把握した上で、マッチングを実施

➤障害者スポーツセンターの改修（再掲）

障害者スポーツの拠点としての機能を維持・向上させるため、障害者スポーツセンター（北区、国立市）を改修

工事期間中も障害のある人が利用できるよう、北区のセンターでは仮施設設を、国立市では味の素スタジアムの室内施設を活用するなど代替機能を整備

## (2) 組織等への支援による競技力向上

### ① 競技団体へのサポート

(審議会における問題提起)

- 障害者スポーツの競技団体は、事務局体制や運営資金など活動の基盤が脆弱である。団体職員の育成や自己財源の確保等も必要であるが、健常者の競技団体と連携を強化し、共同事務組織を構築する等の方法も検討していく必要がある。

(取組の方向性)

- 東京都障害者スポーツ協会の執行体制を強化するとともに、(公財)日本財団パラリンピックサポートセンターとも連携し、競技団体や選手のニーズに応じた支援を実施する。
- 東京都の様々な事業やイベント等で、健常者競技団体、障害者競技団体との連携を強化していく。

(東京都における具体的な施策展開)

#### ➤東京都障害者スポーツ協会の体制強化 **拡充** (再掲)

障害者スポーツの理解促進・普及啓発、開拓整備、人材育成の各事業を実施する公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対して、都から職員を派遣する等により体制を強化

#### ➤障害者スポーツ競技活動支援事業 **H27 新規** (再掲)

競技団体が行う強化合宿や練習会などを財政的に支援し、団体の競技力向上に向けた取組を促進するとともに、組織運営力を強化

#### ➤障害者スポーツイベント「チャレスポ! TOKYO」 **拡充** (再掲)

障害者スポーツの魅力を周知するため、障害者スポーツに、触れ・学び・体感するイベントを開催

平成 27 年度からは会場を東京国際フォーラムに移し、参加体験型コーナーを増加させ、規模を拡大

### ② 指導者の育成

(審議会における問題提起)

- 選手を育成し、競技力を高めていくためには、指導者の指導力を高めていくことが重要である。
- 指導者を育成するためには、そのための指導者が必要であり、国際的に育成実績のある指導者を招へいして、その指導方法を学ばせることが必要である。

(取組の方向性)

- トップレベルの指導者を講師として招へいするなど、競技指導者の資質向上に向けた取組を推進していく。

(東京都における具体的な施策展開)

➤グローバル指導者育成事業 **H28 新規**

トップアスリートの育成実績のある国際的な指導者を都競技団体が実施する強化練習会等に招へいして、指導者を育成

以上、これまでに記載した東京都における具体的な施策展開について、次頁に平成28年度のスポーツ振興に係る事業及び予算の構成としてまとめる。

【参考】スポーツ振興に係る事業及び予算の構成（平成28年度）

単位：千円

事業名	平成28年度 予算額	平成27年度 予算額	増（△）減	審議会での議論を踏まえた具体的な施策
スポーツ振興管理費	993,000	894,000	99,000	
オリンピック・パラリンピック準備費	20,333,000	46,005,000	△ 25,672,000	
スポーツ推進費	63,049,000	17,373,000	45,676,000	
管理費	1,152,453	1,044,694	107,759	
スポーツ振興施策の企画調整	9,515,477	4,527,428	4,988,049	
企画調整	43,159	78,049	△ 34,890	
スポーツ施設整備費補助	2,000,000	1,200,000	800,000	○スポーツ施設整備費補助（P3）
体育施設等の企画調整	7,472,318	3,249,379	4,222,939	○スポーツ施設等の大規模改修（P3）
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団助成	58,879	56,104	2,775	
スポーツの振興	1,435,385	966,526	468,859	
生涯スポーツの振興・地域スポーツの振興	247,278	165,889	81,389	○東京都スポーツ推進企業認定制度（P7） ○働き盛り世代のスポーツ習慣の定着化に向けたモデル事業（P7） ○スポーツ産業見本市（P7） ○東京アスリート・サイクル定着促進事業（P8）
スポーツムーブメントの創出	518,222	441,216	77,006	○スポーツイベント等の開催（P6） ○ホームページ等を活用した情報発信（障害者スポーツ除く、P6）
ラグビーワールドカップ2019開催準備	669,885	359,421	310,464	
体育施設等の運営	2,771,820	2,298,088	473,732	
総合的な競技力向上施策の推進	1,250,348	1,162,471	87,877	
競技スポーツの振興	958,856	900,979	57,877	○ジュニア育成地域推進事業（P18） ○トップアスリート発掘・育成事業（P18） ○東京アスリート認定制度（P18） ○日本代表選考会出場選手強化事業（P19） ○テクニカルサポート事業（P19） ○ジュニア特別強化事業（P20） ○アスリート・キャリアサポート事業（P20） ○グローバル指導者育成事業（P22）
スポーツ国際交流事業	291,492	261,492	30,000	
マラソン祭りの開催	206,661	206,058	603	
武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）の整備	23,217,289	6,215,233	17,002,056	
障害者スポーツの振興	3,440,688	896,398	2,544,290	【普及啓発・理解促進】 ○障害者スポーツ観戦促進事業（P11） ○パラリンピック大会・競技普及啓発事業（P11） ○障害者スポーツイベント「チャレスポ！TOKYO」（P12） ○ホームページ等を活用した情報発信（障害者スポーツ、P12） ○情報発信ツールの作成（P12） ○障害者スポーツコンシェルジュ（P12） 【環境整備】 ○障害者スポーツセンターの改修（P14） ○障害者のスポーツ施設利用促進事業（P14） ○東京都障害者スポーツセミナー（P15） ○障がい者スポーツ指導員養成講習会（P15） ○障害者スポーツ人材の活動活性化事業（P15） ○都立学校活用促進モデル事業（P4） 【推進体制の強化】 ○障害者スポーツの推進に係る連絡調整の場の設置（P15） 【競技力向上】 ○パラリンピック選手発掘プログラム（P18） ○東京ゆかりパラリンピック出場候補者育成強化事業（P19） ○障害者スポーツ競技活動支援事業（P20）
障害者スポーツ振興基金	20,000,000	0	20,000,000	○東京都障害者スポーツ振興基金の創設（P16）

※オリンピック・パラリンピック準備局以外の部署が所管する事業を除く。

## II 今後のスポーツ振興に向けた意見等

これまで述べてきたように東京都におけるスポーツ振興は、「東京都スポーツ推進計画」や「東京都障害者スポーツ振興計画」等のもと、本審議会での審議内容を踏まえ、着実に進められてきた。

しかし、両計画は、それぞれ平成 25 年 3 月と平成 24 年 3 月に策定されたものであり、その後、東京 2020 大会やラグビーワールドカップ 2019 大会の開催が決定する等、スポーツを取り巻く状況は大きく変化している。

こうした中で東京都のスポーツ振興を一層進めていくためには、これまでの計画にはない新たな視点や考え方を持つことも必要である。本審議会での委員の意見には、これまで述べてきたもの以外にも、海外の先進的な取組を紹介するものや、スポーツという範疇を越えたものもあった。今後の東京都のスポーツ振興に係る施策展開にあたっては、こうした委員の意見が新たな道筋を示すものになると考えられる。

東京都が社会情勢の変化を的確に捉え時機を逸せず、効果的な施策を展開していく上でも、引き続き審議会との連携を図っていくとともに、以下の事項を視野に入れながら更なるスポーツ振興について検討されたい。

### 1 障害の有無に関わらないスポーツ振興

#### (審議会における問題意識)

東京都は平成 24 年 3 月に、国・都道府県で初となる障害者スポーツに特化した「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定し、障害者スポーツの普及・啓発、環境整備、推進体制の強化等、その振興に向けた施策に積極的に取り組んできた。

その成果はこれまで述べてきたところであるが、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法の趣旨等も踏まえ、東京 2020 大会を、障害のある人もない人もお互いに尊重し、支えあう共生社会を実現させる契機にしていくことが重要である。

そしてそのためには、これまででない視点、例えば健常者と障害者の垣根を越え、スポーツを通じて心のバリアフリー（ユニバーサルデザイン）を達成する等、近い未来を見据えた新たなスポーツ振興施策の構築と展開が今まで以上に重要になる。

#### (審議会での主な意見)

- 障害者スポーツを振興していくことは重要なことであるが、本来、スポーツには健常者も障害者もない。健常者スポーツと障害者スポーツの垣根を取り払うという根本的な方向性を持つべきである。
- 東京都のスポーツ振興施策については、健常者向け・障害者向けとするのでは

なく、はじめから障害者スポーツをも想定してユニバーサルに対応できるようにする必要がある。

- 障害者のスポーツ・健常者のスポーツを区別して考えるのではなく、障害者と健常者が一緒に交流できるようなニュースポーツやレクリエーションを推進していくことが、共生社会を実現していく道筋になろう。
- 障害者や高齢者にスポーツに親んでもらうためには、「するスポーツ」という視点だけではなく「つくるスポーツ」という視点も必要。最近の「ゆるスポーツ」や「超人スポーツ」は、こうした視点での取組であり、障害の有無に関わらないスポーツ振興という点において、着目すべきものである。
- 障害者スポーツを健常者がやってみたいと思えるような普及啓発が必要である。障害者スポーツは健常者でもできるので、健常者だけの車椅子バスケットボールチームや、障害者と健常者により構成されるチームができるとよい。
- 障害者がスポーツを行う場の整備とあわせて、障害者がスポーツ施設に移動することへの支援も必要である。
- 障害の有無に関わらないスポーツ振興を進めつつも、障害者のスポーツ実施の現状を把握していくことは必要である。障害者のスポーツ実施率がどの程度であるか、先天的な障害と後天的な障害でどのような違いがあるのか等、調査することが必要である。

## **2 学校や企業等の多様な主体との連携強化**

### **(審議会における問題意識)**

東京都が平成27年2月に公表した都民のスポーツ活動に関する世論調査においては、都民のスポーツ実施率は61%にのぼっている。この割合は近年増加傾向にあるが、20～40代の働き盛り世代のスポーツ実施率は低下している状況にある。

こうした状況を改善していくためには、働き盛り世代の人々が一日の大半を過ごしている職場での取組が必要であり、企業との連携を図った施策展開が一層重要となる。また、スポーツや運動をする習慣をつけてもらうためには、幼少期から意欲的にスポーツに親んでもらうことが大切であり、未就学児への取組や、小・中学校との連携という視点は欠かせない。

これからのスポーツ振興にあたっては、それぞれのライフステージに着目し、それに即した多様な主体との連携を更に進めていくことが必要になる。

### **(審議会での主な意見)**

- 東京都のスポーツ振興施策は、都民やスポーツ団体を対象としたものが多く、

企業に対してはあまり目を向けられていない。社会においてワーク・ライフ・バランスや健康経営の重要性が認識されつつあることを踏まえ、東京都から企業に積極的に働きかけ、従業員がスポーツや運動に取り組むきっかけを作っていくことが必要である。

- 東京 2020 大会後を見据えた長期的なスポーツ振興を考えれば、次代を担う子供たちにスポーツに親しんでもらうことが必要である。幼少期にスポーツ嫌いになってしまうと、大人になってもスポーツをしなくなってしまうため、これを防ぐためにも、未就学期、小・中学校期からスポーツを楽しめるものだと思えるような教育をしていくことが重要である。
- 障害者スポーツの普及啓発・理解促進を行っていくためには、家族を対象として捉えることも効果的である。子供が障害者スポーツに親しみ、子供が親に教えるというリバース・エデュケーション（可逆的教育）を実行していくためにも、学校との連携が一層重要となる。
- 高校までスポーツに親しんでいても、大学に進学すると途端にスポーツをやらなくなってしまう人が多い一方で、大学にはスポーツに関する人材や資源が豊富にある。ライフステージに着目したスポーツ振興を行うに当たっては、大学との連携も必要である。
- 企業等との連携は、スポーツ実施率の向上の観点のみで考えるものではない。アスリートが競技に専念できる環境を作るためには企業による支援も重要である。企業とアスリートを結びつけるため、寄付促進の仕組みづくりを検討していく必要がある。

### 3 超高齢社会への対応

#### （審議会における問題意識）

平成 27 年の 65 歳以上の高齢人口の比率を示す高齢化率は、日本全国で 26.7%となっており、我が国は既に超高齢社会に突入している。その割合は、平成 72 年には 39.9%に達し、2.5 人に 1 人が 65 歳以上となることが予想されている。都においても高齢化率は年々高まっており、平成 27 年の高齢化率は 22.9%と過去最高を更新した。

一方で、グループ活動に参加したことがある高齢者は全国で約 6 割、同じく暮らし向きに心配ないと感じる高齢者も約 7 割（「平成 28 年版高齢社会白書」より）と、ゆとりと活力を持つ人々も多い。

こうした状況を踏まえながら、都民の年齢や体力に応じてスポーツ振興を図っていくことは、都民が生き生きと活躍するゆとりある成熟社会を形成していく上で、極めて大きな役割を担うことになるとともに、増加の一途を辿る医療費や介護給付費を抑

制する効果も期待される。

超高齢社会においてスポーツが果たす役割について、今後審議会において更なる議論を行っていく必要がある。

#### (審議会での主な意見)

- 都民が老後を健康に過ごし、ひいては医療費や介護給付費の抑制に繋げていくためには、健康寿命を延伸することが必要である。そのためにはスポーツが健康に及ぼす効果を明確にしていくことが求められるが、現状では効果の裏付けとなるデータ等はほとんどない。東京都がスポーツによる直接的・間接的な効果に関する調査を実施し、積極的な施策展開を行っていく必要がある。
- 都民に対してスポーツを行う目的が明確になるよう、生活習慣病予防等の効果を示すことを検討すべきである。その上で、日常的に実施できる運動を提示していくことが必要である。

## 4 スポーツを通じた地域・経済の発展

#### (審議会における問題意識)

東京都には東京 2020 大会で競技会場となる国際レベルの様々なスポーツ施設とともに、都民が日常的に利用できる多種多様なスポーツ施設や運動場等が、民間施設も含めて多数集積している。また、東京マラソンをはじめとした国際的なスポーツイベントやプロスポーツ・企業スポーツの興行、大学や高等学校等の学生が参加するスポーツ大会等、年間を通じて都民がスポーツに親しむ多彩な機会が存在している。

こうした多様なスポーツ資源を効果的に活用し、東京都の各局が連携を図りながらスポーツ振興施策を展開していくことは、地域における連帯感の醸成や、スポーツ産業の広がり、それに伴う雇用創出等、地域や経済の発展に寄与するものと考えられる。

これまであまり議論とならなかった、スポーツをビジネスとして捉えた取組（スポーツの産業化）について、今後、審議会において議論を深めていく必要がある。

#### (審議会での主な意見)

- スポーツを発展させていくためには、スポーツで収益をあげ、スポーツに還元していくという循環を構築することが重要である。そのためにも、今後のスポーツ施策においては、スポーツを産業として発展させていくという視点を持つべきである。
- 観るスポーツを推進していくためには、スポーツのエンターテインメント性を高

めていく必要がある。スポーツ観戦による支出額の増加は、経済効果を高めスポーツを発展させるだけでなく、地域を活性化させることにもつながる。

- 障害者が「みるスポーツ」を楽しむためには、仲間と一緒にスタンドで観戦できる環境を整備していく必要がある。障害者が、混雑するスタジアムで観戦できるようにハード面だけでなく、ソフト面での対応も考えていく必要がある。
- 「みるスポーツ」では、ルールを理解していないと楽しむことができない。競技の普及にあたっては競技を知ってもらうだけでなく、どのようなルールであるのかを分かりやすく知らせていく必要がある。
- スポーツ施設の収益性を高めていくためには、多機能複合型施設としていく必要がある。大学のスポーツ施設にも民間活力を導入している事例もあり、こうしたものを参考にしつつ、スポーツ産業の振興に向けた検討を進める必要がある。
- アスリートの活躍はスポーツ興行の発展に寄与するものであるが、アスリートの活躍の陰には指導者の存在がある。優秀な指導者に対して称号を付与する等、指導者に功績に報いるとともに、効果的な指導を広めていくために指導者の認知度を高めていく必要がある。

## 参考資料

- 東京都スポーツ振興審議会に関する条例
- 東京都スポーツ振興審議会（第25期） 委員名簿
- 審議経過

## ○ 東京都スポーツ振興審議会に関する条例

昭和三七年三月三十一日

条例第六一号

東京都スポーツ振興審議会に関する条例を公布する。

東京都スポーツ振興審議会に関する条例

(設置)

**第一条** スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号。以下「法」という。)第三十一条の規定に基づき、知事の附属機関として東京都スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第二条** 審議会は、法第三十五条に規定するもののほか、知事又は東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事又は教育委員会に建議する。

- 一 東京都スポーツ推進計画に関すること。
- 二 施設及び設備の整備に関すること。
- 三 指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- 四 事業の実施及び奨励に関すること。
- 五 団体の育成に関すること。
- 六 東京都体育施設条例(平成元年東京都条例第百九号)第一条に規定する体育施設の管理運営に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関する重要事項

(定数)

**第三条** 委員の定数は、二十人以内とする。

(任期)

**第四条** 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

**第五条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第六条** 審議会は、知事が招集する。

(議事)

**第七条** 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

(分科会)

**第八条** 審議会に、特別の事項を審議させるため、分科会を置くことができる。

(専門委員)

**第九条** 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委任)

**第十条** この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年条例第一二三号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年条例第四一号)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都スポーツ振興審議会に関する条例第一条の規定により東京都教育委員会の附属機関として設置された東京都スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員であり、引き続きこの条例による改正後の東京都スポーツ振興審議会に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第一条の規定により知事の附属機関として設置される東京都スポーツ振興審議会の委員に任命される者の任期は、改正後の条例第四条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成二三年条例第七二号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の東京都スポーツ振興審議会に関する条例第一条に規定する東京都スポーツ振興審議会並びにその委員及び専門委員は、この条例による改正後の東京都スポーツ振興審議会に関する条例第一条に規定する東京都スポーツ振興審議会並びにその委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。

## ○ 東京都スポーツ振興審議会（第25期）委員名簿

- 阿部 正幸 (一社) 東京都スポーツ推進委員協議会顧問
- 大田原 弘幸 東京都高等学校体育連盟会長 (都立小山台高等学校長)
- 小野 清子 (公財) 笹川スポーツ財団理事長
- 大日方 邦子 (一社) 日本パラリンピアンズ協会副会長
- 河村 文夫 東京都町村会 (奥多摩町長)
- 後藤 忠治 東京商工会議所健康づくり・スポーツ振興委員会委員長
- 小林 健二 東京都議会議員
- 嵯峨 実允 東京私立中学高等学校協会文化部長 (学校法人町田学園理事長)
- 高野 律雄 東京都市長会 (府中市長)
- 徳留 道信 東京都議会議員
- 中野 英則 (公社) 東京都障害者スポーツ協会会長
- 中屋 文孝 東京都議会議員
- 並木 一夫 (公財) 東京都体育協会理事長
- ◎ 野川 春夫 順天堂大学スポーツ健康科学研究科特任教授
- 平野 裕一 法政大学スポーツ健康学部教授
- 藤田 紀昭 日本福祉大学教授
- 増田 明美 スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学教授
- 間野 義之 早稲田大学スポーツ科学学術院教授
- 丸山 正 (公財) 日本レクリエーション協会専務理事
- 山崎 孝明 特別区長会 (江東区長)

◎会長、○副会長 (五十音順、敬称略、平成28年7月現在)

## ○ 審議経過

- 1 第1回 平成27年1月22日（木）
  - (1) 世界トップレベルのスポーツ実施率70%を達成するためのスポーツ推進施策について
  - (2) 障害者スポーツの振興について
  - (3) 世界レベルのトップアスリートの発掘・育成・強化について
  
- 2 第2回 平成27年3月31日（火）
  - (1) 世界トップレベルのスポーツ実施率70%を達成するためのスポーツ推進施策について
  
- 3 第3回 平成27年6月1日（月）
  - (1) 障害者スポーツの振興について
  
- 4 第4回 平成27年7月29日（水）
  - (1) 世界レベルのトップアスリートの発掘・育成・強化について
  - (2) これまでの審議における委員からの提言の整理
    - ア 世界トップレベルのスポーツ実施率70%を達成するためのスポーツ推進施策について
    - イ 障害者スポーツの振興について
  
- 5 第5回 平成28年1月13日（水）
  - (1) 東京都スポーツ振興審議会第25期 第1回～第4回 意見のまとめ等について
  
- 6 第6回 平成28年3月30日（水）
  - (1) 東京都スポーツ振興審議会第25期 第1回～第5回 意見のまとめ等について
  
- 7 第7回 平成28年6月29日（水）
  - (1) 東京都スポーツ振興審議会（第25期） - 議論の成果と今後のスポーツ振興の方向性 - <素案>について
  
- 8 第8回 平成28年7月27日（水）
  - (1) 東京都スポーツ振興審議会（第25期） - 議論の成果と今後のスポーツ振興の方向性 - について

